

固定資産税の届け出・申告をお願いします

税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

家屋関係の届け出や連絡は12月28日(月)までにしてください

家屋を取り壊したときは「家屋取り壊し届出書」を税務課へ提出してください。用紙は税務課に設置または市ホームページからダウンロードできます。

また、建築確認申請が不要な10㎡未満の小規模な家屋を建築・増築したときや、家屋の利用用途の変更があった場合は税務課へ連絡してください。

償却資産の申告は令和3年2月1日(月)までにしてください

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人が事業のために使用している構築物や機械、器具備品などの償却資産に対しても課税されます。所有者は、資産の多少、異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在の資産状況の申告が義務付けられています。

前年度申告をした人には12月中旬に申告書類を送付します。新たに申告する人は申告書類を送付しますので、税務課へ連絡してください。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小事業者への軽減措置の申請は令和3年2月1日(月)までです

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者に対する償却資産および事業用家屋の令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置の申請は、令和3年2月1日(月)までです。申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎令和2年2月～10月までの任意の連続した3ヵ月間の事業収入の減少割合が前年同時期に比べて30%以上50%未満の場合は2分の1を、50%以上の場合は全額を軽減

12月は県内共通「ストップ滞納!! 強化月間」です

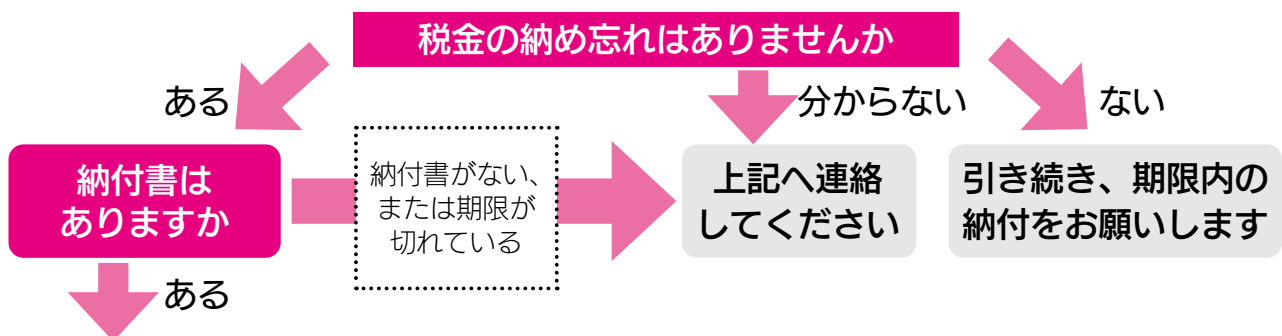
市税について：納税課 ☎・☎(582)1118 ☎(583)9738

県税について：南部県税事務所 ☎(567)5406

皆さまに納めていただく税は、福祉や教育、まちづくりなど、暮らしを支える大切な財源です。

県と市町では、12月を「ストップ滞納!! 強化月間」として、税の公平な負担の観点から、一斉に滞納整理を強化します。

税を未納のまま放置すると、預貯金・給与などの財産差し押さえや自宅の捜索を行うことがあります。もう一度、納め忘れがないか確かめてください。



市税の納付方法について

- コンビニ※や金融機関で納付できます。
- スマホアプリ決済も対応※ (PayB、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayPay、au Pay)
※バーコードのない納付書には対応していません。
- 口座振替(自動払込)が便利です。
口座番号と支店名の分かるものと金融機関届出印を持って、納税課か市内金融機関で申し込んでください。

